

# Advantage Partnership Lawyers

## FTA

**FTA** (自由貿易協定)を活用して豪州に製品等を輸入する場合輸入者自身がブローカー一等を通して税関に申請するのが通常かと思料されます。

但し、豪州の場合は自己申請になる為輸入者自身が**FTA**である事を証明する必要があります。

もし、**FTA**の枠内輸入が認められない場合はどうなるのでしょうか？  
当然高額の輸入税を課せられます。税関の判断又は対応に不満であれば泣き寝入りせず**AAT** (**Administrative Appeal Tribunal**)に再審要請を要求する事が出来ます。

但し、**AAT**に再審要請をする場合は下記の要件の何れかを満たす必要があります。

1. 法の拡大解釈
2. 司法的判断
3. 権限外
4. 誤判断

上記の何れかの過ちを税関がしたと思料される場合**AAT**に再審申請する事が可能となります。

もし、**AAT**が税関の判断を支持した場合、輸入者には2つの選択があります。  
税関の判断を受け入れるか、**AAT**の判断に問題があつたとして連邦裁判所に上告する事が可能です。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一  
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555  
legal.one@advantagepartnership.net  
www.advantagepartnership.net